



2019年5月15日

各 位

会社名 株式会社中京医薬品  
 代表者名 代表取締役社長 山田 正行  
 (JASDAQ・コード4558)  
 問合せ先 取締役 飯田 亨  
 電話番号 (0569)29-0202

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月26日開催予定の第41期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 提案の理由

現行定款第2条(目的)につきましては、今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的を変更するものであります。その他条項につきましては、会社法改正への対応その他所要の変更を行うものです。なお、本議案のうち現行定款第31条(取締役の責任免除)の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~25. (条文省略) 26. <u>風力発電事業</u> 27. (条文省略)	第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~25. (現行どおり) 26. <u>発電並びに電気、ガス、水道その他のエネルギーの供給、小売及び媒介等に関する事業</u> 27. (現行どおり)
第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。	第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。
第14条(招集地) 当社の株主総会は、本店所在地および <u>その隣接地のほか、名古屋市において招集する。</u>	第14条(招集地) 当社の株主総会は、本店所在地および <u>愛知県内において招集する。</u>
第16条(招集権者および議長) 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故ある時は、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第16条(招集権者および議長) 株主総会は、 <u>取締役会長または社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役会長および社長</u> に事故ある時は、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第31条(取締役の責任免除)	第31条(取締役の責任免除)

<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外取締役の損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 41 条（監査役の実任免除）</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外監査役の損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 41 条（監査役の実任免除）</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、120 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 変更の日程

2019 年 6 月 26 日（予定） 第 41 期定時株主総会開催  
同日 定款変更の効力発生

以上